

## 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会

### 第10回会合 議事要旨

1 日時 平成23年7月20日(火) 10:30~12:00

2 場所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

#### ○構成員

相田構成員(座長代理)、岡村構成員、木村構成員、清原構成員、桑子構成員、野原構成員、藤原構成員、堀部構成員(座長)

(欠席: 國領構成員、長田構成員、別所構成員、松本構成員)

#### ○ワーキンググループ主査

長谷部主査、宍戸主査代理、藤川主査代理

#### ○総務省

平岡総務副大臣、

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、

安藤総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、高崎情報通信政策総合研究官、

鈴木消費者行政課長、小川消費者行政課企画官、

松井消費者行政課課長補佐、園田消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐、

岡井消費者行政課課長補佐、久保田消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 平岡総務副大臣挨拶

(3) 議題

(ア) 青少年インターネットWG提言(案)について

(イ) 「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言(案)」のパブリックコメントの結果及び提言取りまとめについて

(ウ) 「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」のパブリックコメントの結果及び提言取りまとめについて

(エ) その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 青少年インターネットWG提言(案)について

- ・資料1-1及び資料1-2に基づき、青少年インターネットWG提言(案)について、中間報告以降議論を深めた点を中心に、藤川主査代理から説明が行われた。あわせて座長より、青少年保護・バイ・デザイン(PCO by Design)の提唱、OECDを中心とした国際的な取組みの動きについて説明があった。

- ・主なやりとりは以下のとおり。

(清原構成員)

- ・提言案の内容についてはこの方向で公表して頂きたい。提言に「青少年保護の進展を目指して」「青少年保護の実現を目指して」といった副題がつくということも一つのあり方ではないか。
- ・38ページの関係者の協働という点は重要。安心ネットづくり促進協議会の活動はもっと活性化が必要。
- ・56ページにあるように事業者毎の役割に沿ってまとめてもらったことは重要。これまでユニバーサル・デザイン、情報バリアフリーが強調されてきた。デザインの理念の中に「青少年保護」という視点が強調されたことは重要。

(岡村構成員)

- ・海外ではスマートフォンの増加により回線負担が増加し、定額制が崩れつつある。スマートフォンは無線LANを介しての提供が増えると思われることから、無線LANでの使用について検討を引き続き行う必要がある。
- ・タブレットPCが増えており、PCも携帯電話回線を使う方向に移行していくことも考えられるので、17条の提供関係の切り分けについて検討していく必要がある。

(藤原構成員)

- ・報告書の全体構成は良いと思う。
- ・青少年と言えば18歳未満を一括りにしているが、年齢に応じた適切な環境整備が大切であり、2～3段階で年齢を設定する環境を作っていく必要がある。
- ・実名を使うコミュニティがある一方で、学校名・実名を悪用する大人がいることから生徒に対しネット上では実名を伏せるよう指導せざるを得ず、何かゆがんだリテラシーをインプットしている気がする。積極的に使いながらリテラシーを高める姿勢を入れて頂きたい。

(座長)

- ・6月にOECDにおいて、青少年へのリテラシーに関するガイドライン等を検討して欲しいと提案してきた。

(岡村構成員)

- ・アクセスするとウィルスに感染するサイトが増えている。セキュリティ的に危ないサイトを、ユーザーが自主的にフィルタリングの対象に追加可能な仕組み作りにつき、今後の課題として検討が必要。

(2)「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言(案)」のパブリックコメントの結果及び提言取りまとめについて

- ・資料2-1に基づきパブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方について、資料2-2及び資料2-3に基づきパブリックコメント結果等に伴う提言(案)の修正について、事務局から説明が行われ、修正された提言(案)のとおり承認された。

(3)「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」のパブリックコメントの結果及び

#### 提言取りまとめについて

- ・資料3-1及び資料3-2に基づきパブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方について、資料3-3及び資料3-4に基づきパブリックコメント結果等に伴う提言（案）の修正について、長谷部主査から説明が行われ、意見交換の後、修正された提言（案）のとおり承認された。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

#### （座長）

- ・本日欠席の長田構成員から意見を頂戴しているので紹介する。
- ・（長田構成員意見）現在のプロバイダ責任制限法では、「情報の流通」によって直接権利侵害が生じた場合だけが対象とされており、インターネット上で詐欺情報が流通した場合については対象となっていない。今後、インターネット上での詐欺被害に対して対策をとってもらいたい。

#### （長谷部主査）

- ・詐欺情報は、プロバイダ等において、流通している当該情報のみでは権利侵害の有無が判断できないものであり、プロバイダ責任制限法の対象とした場合、権利侵害が存在しないのに発信者情報が開示されるというリスクが高まり、発信者のプライバシーや通信の秘密、表現の自由といった重大な権利を侵害するリスクも高まる可能性がある。また、自己の管理下にある設備に蔵置されたデータしか保有しないプロバイダ等において適切な主張立証をなしえないという問題があると考えられる。すると、プロバイダ責任制限法に関する検討のみにおいて一定の結論を得ることは困難であり、被害者からの訴え提起を可能ならしめるための情報収集手段の在り方という訴訟制度全体に関係する問題として検討すべきものであり、関係省庁をはじめ幅広く議論する必要があると考えられる。

#### （事務局）

- ・インターネット上で詐欺被害が生じている状況は十分認識している。提言を踏まえ、総務省としても、何ができるか今後の課題として考えていきたい。

#### （桑子構成員）

- ・提言の内容は適切な取りまとめだと思う。通信業界としてもプロバイダ責任制限法のガイドライン検討協議会を著作権団体、通信団体と設置して適切な運用に努めている。協議会としてもガイドラインの見直しを適切に進めていきたい。

- ・青少年インターネットWG提言（案）は、今週中にパブリックコメントに付す予定。
- ・次回の第11回会合はパブリックコメント終了後を予定。

以上